

件名	特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例及び知事等の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
主管課	人事課
根拠法令等	
<p>【改正の概要】 公営企業管理者の給与及び旅費の処遇を特別職扱いとするとともに、退職手当の支給割合を明記するため、標記条例の一部を改正する。</p> <p>【改正条例】 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 ・ 管理者の給料月額は、830,000 円とする。 ・ 管理者の旅費は、出納長に適用される額と同額とする。 知事等の退職手当に関する条例 ・ 管理者の退職手当の算出率は、100 分の 35 とする。 （退職手当額 = 給料月額 × 在職月数 × 算出率）</p> <p>【関係条例の整備】 知事等の給与の特例に関する条例の一部改正 ・ 知事等に実施している給与抑制措置を、管理者にも適用するための改正 管理者の給与、退職手当及び旅費に関する条例の廃止</p>	
施行日	平成 17 年 4 月 1 日
<p>【その他参考事項】</p>	